

松阪市優良施工業者表彰実施要綱

平成18年4月1日
松阪市告示第 94-3 号

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市が発注する建設工事（以下「工事」という。）で、その工事成績が特に優れている場合、当該工事の受注者の契約履行状態及び施工技術の優秀性を審査し、その受注者及び技術者を表彰し、建設工事の適正な施行と技術水準の向上を図るほか、建設意欲の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「工事」とは、松阪市請負工事成績評定要綱第2条に定める工事をいう。

2 この要綱において、「業者」とは、松阪市が発注した工事（契約監理課入札取扱工事）を元請負した者をいう。

(表彰の根拠)

第3条 表彰は、松阪市表彰規則（平成17年1月1日規則第2号）第2条第3項の規定に基づき行うものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、毎年別に定める日に行うものとする。

2 表彰は、最優秀優良工事表彰、優良工事表彰、最優秀技術者表彰及び優秀技術者表彰の4種とする。

(優良工事及び最優秀優良工事表彰)

第5条 優良工事表彰の対象となる工事は、松阪市が発注した工事のうち、前年度に竣工した工事で、松阪市請負工事成績評定要綱第8条で規定する優良工事の評価となったものとし、最優秀優良工事表彰は優良工事の中からその施工が最も優秀であり他の模範とするに足るものを第8条に定める委員会で決定するものとする。ただし、本店が市外にある請負業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）が施行した工事は、除くものとする。

2 前項の委員会に諮る優良工事は、優良施工業者一覧表（様式第1号）により行うものとする。なお、工事担当課長又は検査員は、優良工事に相当すると認められる者があるときは、市長に推薦することができる。この場合は、優良施工業者推薦書（様式第2号）によるものとする。

(最優秀技術者及び優秀技術者表彰)

第6条 最優秀技術者の表彰は、原則として前条において選定された最優秀優良工事を担当した監理技術者、主任技術者及び担当技術者を表彰するものとする。

2 優秀技術者の表彰は、原則として前条において選定された優良工事を担当した監理技術者、主任技術者及び担当技術者を表彰するものとする。

(欠格条項)

第7条 前2条の規定にかかわらず、表彰を行う年度の前年度から表彰日の前日までに、次の各号のいずれかに該当するものがあつたときは、これを表彰しない。

- (1) 松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領（平成17年松阪市告示第150号）の規定により指名停止を受けたもの
- (2) 市関係諸税の納付を怠つたもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰を受けることがふさわしくないと認められるもの

(委員会)

第8条 被表彰者の選考に関する事項を審査するため、優良工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

会長 副市長

副会長 総務部長

委員 企画振興部長、建設部長、産業文化部農林水産担当理事、上下水道事業管理者、契約・検査担当参事をもって構成する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、委員会の審査の結果について市長に内申するものとする。

5 委員会の庶務は、総務部契約監理課において行う。

(被表彰者の選考)

第9条 委員会は、第5条に定める表彰の対象工事となった者のうちから、次の各号を考慮し、被表彰者を決定するものとする。なお、同一業者の多年連続受賞は、原則として妨げないが、表彰機会拡大から極力さけるものとする。

(1) 適正な工程管理に基づき施工し、その出来栄えが特にすぐれたもの

(2) 著しく困難な条件を克服して完成したもの

(3) 工期を短縮することにより、その経済的効果を著しく高めたもの

(4) 現場管理、施工技術、仕事に対する熱意等が優れ、他の模範となると認められるもの

(5) その他市長が特に認めたもの

(表彰の方法等)

第10条 表彰は、表彰状を贈り行うものとする。

2 表彰には副賞を添えることができる。

3 表彰を受けた業者名等その要旨は、松阪市広報及びホームページに登載し公表するものとする。また、記者クラブを通じてマスコミ発表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日告示第156号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年6月2日告示第205号）

この告示は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第96号）

この告示は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日告示第100号）

この告示は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 108 号）
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 192 号）
この告示は、公表の日から施行する

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 175 号）
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 13 日告示第 361 号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 91 号）
この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 70 号）
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 117 号）
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 121 号）
この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

優良施工業者一覧表

	工事の名称	受注者及び 代表者名	業者所在地	主任(監理) 技術者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

様式第 2 号

年 月 日

(宛先) 松阪市長

推薦者 職名
氏名

優良施工業者推薦書

松阪市優良施工業者表彰実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり推薦します。

記

業者名及び所在地

工事名

施工場所

松阪市 地内

請負金額

契約工期

年 月 日 ～ 年 月 日

完成年月日

年 月 日

推薦事由

* 完成工事写真及び工事竣工検査評定書(写)を添付すること。

別記様式

表 彰 状

商 号 又 は 名 称

工 事 件 名

貴社は右の工事を優良な成績で完成されました。これは終始誠意と努力をもって施工された結果であり他の模範であります。

よって松阪市表彰規則の規定に基づいてこれを表彰します。

年 月 日

松阪市長 氏 名 印